健全母性育成のための母子保健指導のあり方 に関する研究

宮原 忍¹⁾ , 伊藤 桂子²⁾ , 北村 邦夫³⁾ , 小林 賢二⁴⁾ 島崎 継雄⁵⁾ , 高村 寿子⁶⁾ , 武田 敏⁷⁾ , 田中ひろ子⁸⁾ 本多 洋⁹⁾ , 須永 進¹⁰⁾

【要約】:母子保健領域のHIV感染/AIDS教育の現状を明らかにし、母子保健従事者のためのエイズ教育指針作成について検討した。

見出し語:HIV感染,エイズ教育,母子保健

1. 研究目的

健全母性育成のための保健指導については, 多面的なアプローチが要求されるが,本研究に おいては,保健従事者がエイズ教育にどう関わ れるかに焦点を絞った.

わが国におけるHIV感染者数は、最近増加の一途をたどっており、保健関係者のみならず、国民一般に危機感が広がっていることは、周知のことである。HIV感染症、ないしエイズは性感染症であり、生殖年齢人口およびその予備群に広がりやすく、母子感染を高率におこし、致死的であるなどのことから、母子保健において重要な疾患の一つである。

HIV感染症は、現在まで根本的な治療法がなく、対症療法にとどまっており、予防が重要であるが、その中でも教育啓蒙がもっとも中心的役割をもつ。エイズを理解するには、先端的な医学知識を要求されるので、保健の専門家、特にその重要性を理解している母子保健従事者

が教育の一端を担うことは,正確な知識を伝達する上に極めて意義の深いことと考えられる.

2. 方法

母子保健従事者でさまざまな立場からエイズ 教育の経験を持つものと、学校、地域、医療施 設などでエイズ教育に関わっている専門家によって、研究班を組織し、その理論的側面につい て討議し、さまざまな実践事例を収集し、それ らを土台として、母子保健従事者がエイズ教育 に携わる際に役立てる手引きを作成する.

3. 結果と考察

1)エイズ教育の原則

エイズの本質は免疫不全であり、また死の病であること及びHIVによる感染症であることがその特徴である。そこからすべての教育課題が派出する。これを武田は、①生物学教育、②基本的生活習慣教育、③保健教育、④性教育、⑤不安除去教育、⑥情報選択教育、⑦思いやり教育、⑧人権教育に分類した。

【所属】1)神奈川県立栄養短期大学 2)愛知県環境部 3)日本家族計画協会 4)群馬県立高崎工業高校 5)日本性教育協会 6)自治医科大学看護短大 7)千葉大学教育学部 8)東京都母子保健センター 9)三井記念病院 10)母子愛育会愛育研究所

この中で保健従事者の役割が期待されるのは ①~④であるが、⑤~⑧についても十分な理解 が必要である. すなわち, 正確な生物学的知識 を与えるにあたって、対象者に不安を植え付け たり、不用意な表現によって人権を傷つけるよ うなことがあってはならない。

また、武田はエイズ教育の内容を、感染に対 する予防と, 感染者との共生とし, 感染に対す る知識を中心として、アイデンティティ→自己 実現、生き甲斐、自立・自律→自己の人生尊重 →予防という流れと、ヒューマニティ→他者尊 重,思いやり,権利尊重→人権の尊重→共生と いう流れに構造化した.

さらに教育の実際の展開として、「エイズは なぜ恐れられ世間でさわがれているか」に始ま り、疑問が回答を生み、回答がつぎの疑問を生 む「 2 チェーン方式」を提唱している...

2) 行政の取り組み

東京都は平成4年6月1日、エイズ対策基本 方針を定め、全都的取り組みとして、新聞広告 (6紙,9月実施),テレビ・スポット広告 (有名人20人がボランティア出演), 学校に 対しては,校長を対象とした緊急連絡会5回, 高校生にパンフレット配布、教師用指導資料の 作成,全教員対象の講習会などを行っており, また、家庭・地域での取り組み、職域での取り 組みを行っている. 海外渡航者, 海外からの入 国者にはリーフレットを配布している。その他、 保健所を中心とするエイズ相談,検査への対応, 顔を積極的に活用しようという,学校側の態度 保健婦対象の専門研修、医療態勢の整備などを 進めている.

県民一般を対象にした「エイズに関する学習講 座」,保健所ベースのエイズ対策活動などを行 っている. T保健所を例にとると, 平成4年度 にエイズ問題啓発推進会議(仮称)の設立準備 として,委員の選定・依頼,事業計画(案)の 検討、保健所医師調査研究事業として予算要求 を行った. 平成5年度にはエイズ問題啓発推進 会議(仮称)の設置を行い、事業としてアンケ ートの実施(講習会実施前), 大会, 講習会の 開催、啓蒙用パンフレットの配布、相談等体制 の確立・周知を行うこととしている.

また、自主的にエイズ教育活動を行っている 地域グループがあり、これらと行政の連絡を密 にしつつ知識の浸透をはかることとしている.

このような地域グループが、地域活動の参加 者と一般人とにエイズに対する意識をたずねた ところ、「エイズは恐い病気だ」と思うものの 率は、地域活動の経験者は91.3%、一般人は93. 3%で差はなかったが、「自分はかからない」と 思っているものは、地域活動の経験者は21.7%、 一般人は41.5%%で明かな差があった。しかし、 一般人でも「自分はかからない」と思っている 人は、若いそうにはやや少なく、高齢者に多い 傾向があり、若年者には意識の高いものもいる ことが示唆された。

3)学校教育における取り組み

学校外の保健従事者が学校教育の一部を担う ことは,最近の学校を開かれた場とし,社会資 とも相俟って、機会が増大しつつある. しかし. その場合、学校がそのテーマに対してどのよう 愛知県においても,パンフレットの作成配布, な教育を行っており,また,保健従事者がどの

ような期待をされているかを前もって十分理解している必要がある.

最近,学習指導要領が改訂され,それに基づいて授業内容もだんだんと新しくされて来ているが,エイズ教育が強調されるようになったのは新学習要領以後であり,カリキュラムにエイズ教育を組み込んで行くために,教育現場では工夫を迫られている.

教科においては、保健の授業での指導が主であるが、中学・高校とも年間で2~3時間実施できれば良い方で、系統的にエイズ教育を実施するには、少し無理がある。そこで他教科との関連を考えて、免疫や人権・差別などについては、理科や社会・公民に任せることも大切である。その他エイズ教育と関連の深い科目としては、中学の技術・家庭、道徳、高校の家庭科などがある。

特別活動としてはホーム・ルーム特にロング・ホーム・ルーム(LHR)でのエイズ教育は大きな意義がある。視聴覚教材の活用,生徒の研究発表,ロール・プレー,エイズ・クイズなどが考えられる。ただし,ロール・プレーにおいて,「エイズ患者」や「HIV感染者」の役を設定する事は,その後に問題を残すことになるので,絶対に避けなければならない。

学校行事,生徒活動などでエイズを取り上げることも効果がある.講演会では,生徒との面識のある学校医・学校薬剤師を第一候補として考えたい.

個別指導では、教育相談、保健室での指導で 効果的なエイズ教育が実践できる.

また、PTA活動の中でエイズを取り上げる

ことは、学校教育における生徒の学習を補強するだけでなく、さらに社会的波及効果が期待でき、有意義である.

4) 医療関係者等の教育

これは、会員が性教育講演を行うときに利用し たり, 会員の診療施設の待合い室で放映したり することが期待されている。一般にも市販する. 5) 電話相談とエイズ

日本家族計画協会では, 平成4年5月に「子 どものためのエイズテレフォン相談」を開催し た、6日間36時間に433件の相談があり、 「思い当たる行為があるが大丈夫か」, 「感染 経路はなにか」などの相談が多かったが、夢精 を経験して「精液が身体に付着したが感染しな いか」と心配する男子や、腕の湿疹をみて「カ ポジ肉腫ではないか」などと恐れる女子など, 断片的な知識に振り回されている若者が多いこ とが、めだった.

6) エイズのピア・エデュケーション

性教育においては、友人間の情報伝達の有効 性を活用する仲間教育(ピア・エデュケーショ ン)が注目されている。自治医科大学看護学部 では、これをエイズ教育に応用した、松本およ び高村は、自治医科大学において、「ヒューマ ンセクシュアリティ・ゼミ」を開講しているが、 励にとどまる11州などがある. 大学の所在地南河内中央公民館から「高校生を 対象とした思春期講座」開催の依頼があり、高 校生を小グループにわけてゼミの受講者をカウ ンセラーとするエイズ教育を行った。これは極 めて好評であったので、自治医科大学生と近隣 の大学生を対象として性についてのアンケート を行い、その集計をもとにして、学園祭で、学 生の主体的事業として, 「性の意志決定講座 (ピア・カウンセリング)」を開催した、10 代の妊娠のビデオ鑑賞ののち、ディスカッショ ンをし、避妊の指導、質疑など活発に行われた、 手引きの項目選定を行った.

7) アメリカにおけるエイズ教育

世界で初めてエイズ患者を発見,その後エイ ズと闘い続けてきたアメリカの小・中学校のエ イズ教育について、"SIECUS REPORT" 1992,0c t.-Nov. によって見ることにする.

第一に州法および州政策として、ともにHI V/AIDS教育を義務化・必修化 (mandate) しているのは、アラバマ州を始めとする26州 であり、アメリカの約半数の州に相当する.

次に、州法では義務化・必修化しているが、 政策では奨励(recommend)にとどまっている州 が、アリゾナ、アーカンソー、インディアナの 3州であり、さらに州法では義務化しているが、 政策として奨励していないのがワシントン州の 1州である。以上から、アメリカでのHIV/ AIDS教育は、全51州中、3分の強の30 州が州法で義務づけているといえる.

その他, 州法の義務づけはないが, 政策では 義務づけている8州、州法、政策共に奨励にと どまる2州、州法の義務づけはなく、政策も奨

コンドーム使用を教えているのは、全米52 州中アラスカ州など36州、教えていないのは アラバマ州など12州、無答が2州であった、

以上、HIV/AIDS教育について、アメ リカでも地域によってかなりの取り組み方の違 いがあることがわかるが、他方、州によっては コンドームを小学校6年から教えるなど、積極 的な取り組みも少なくない.

8) エイズ教育の手引きの作成

保健従事者がエイズ教育を行うにあたっての

検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

【要約】:母子保健領域の HIV 感染/AIDS 教育の現状を明らかにし,母子保健従事者のためのエイズ教育指針作成について検討した。